

大学設置等 事務担当者説明会

平成20年3月17日

メルパルク東京

議 事 次 第

➤ 開 会(13:30)

➤ 議 事

1. 大学設置等事務担当者説明会の開催にあたって
2. 最近の設置認可の問題点について
3. 学校教育法, 大学設置基準等の改正について P 1
4. 設置基準等改正に伴う様式記入方法の変更について P 6
5. 学部等の設置届出等について P16
6. 設置計画履行状況調査について P25
7. 認可申請における留意点等について P28
8. 寄附行為変更認可申請書類作成上の留意点について
9. 質疑応答

➤ 閉 会(16:00)

学校教育法等の一部を改正する法律の概要 (高等教育関係)

教育基本法改正及び中央教育審議会答申等を踏まえ、学校教育法の規定を次のとおり改めた(平成19年6月27日公布、12月26日施行)。

1. 大学等の目的関係等

(1) 大学に関する事項

教育基本法に大学の基本的役割に関する規定(第7条)が置かれたことを踏まえ、現行の大学の目的に関する規定(新第83条)に、教育研究活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するといった趣旨を加えた。

(2) 高等専門学校に関する事項

高等専門学校の目的に関する規定(新第115条)についても、大学と同様に改正した。

このほか、公立大学法人が高等専門学校を設置できるよう規定の整備を行った。

2. 大学等の情報提供等に関する事項

大学は、教育研究活動の状況に関して、情報を公表するものとするといった趣旨を規定した(高等専門学校、専修学校及び各種学校についても同様の趣旨の規定を整備。)。

専修学校及び各種学校は、教育活動等の状況についての評価に努めるものとするといった趣旨を規定した。

(大学及び高等専門学校については既に新109条で規定。)

3. 大学等の履修証明

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、履修証明書を交付できるといった趣旨を規定した(新第105条)(高等専門学校及び専門学校についても同様の趣旨の規定を整備。)。

(施行通知と条文を文部科学省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07081705.htm)

大学設置基準等の一部改正の概要

平成18年の大学院設置基準の改正を踏まえ、学部段階においても教育力向上のための必要な措置を講じるとともに、基準をより明確にする観点から、以下のような改正を行った。

学部段階等の教育力向上を図るための改正

(大学院については平成18年に先行して改正済)

- (1) 大学は、学部等ごとに教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとしたこと (第2条の2)。
- (2) 大学が、一の授業科目について講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、授業方法ごとの基準を考慮して当該大学が定める時間の授業をもって一単位としたこと (第21条第2項第3号)。
- (3) 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画(シラバス)をあらかじめ明示するものとしたこと。
また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとしたこと (第25条の2)。
- (4) 大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント)を実施するものとしたこと (第25条の3)。

基準をより明確化し大学教育の質を保証するための改正

- (1) 大学は、科目等履修生等を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう相当の専任教員等を増加する等としたこと (第31条第3項、第4項)。
- (2) 大学が二以上の校地において教育研究を行う場合は、それぞれの校地ごとに必要な専任教員や施設・設備を備えるものとしたこと (校地が隣接している場合を除く) (第7条第4項、第40条の2)。
- (3) 大学は、その目的を達成するために必要な授業科目の開設は、自ら行うものであることを明確化したこと (第19条第1項)。
- (4) 大学は、専用の施設を有することとし、一定の条件を満たす場合に、他の学校、専修学校及び各種学校との間で施設を共用することができることとしたこと (別表第3イの表備考第6号)。

(平成13年文部科学省告示第51号の改正)

大学が、多様なメディアを高度に利用して行う授業の要件について、毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行う形態をとる場合には、インターネットその他の適切な手段を利用し又は指導補助者を配置することにより、十分な指導を行うものとしたこと。

施行期日

平成20年4月1日

(施行通知と条文を文部科学省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07091103.htm)

大学院設置基準の一部改正について

(博士課程の修業年限の弾力化)

1. これまでの制度の概要

(修士課程)

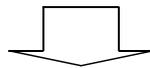
社会人学生等の多様な需要に応えるため、教育研究上の必要がある場合には、2年を超えることができる(長期在学コース)と規定されていた。

(博士課程(区分制))

夜間大学院の場合には前期は2年、後期は3年を超えることができると規定されていた。

(博士課程(一貫制))

夜間大学院の場合には5年を超えることができると規定されていた。



ただし運用上は、「博士前期の課程は、修士課程として取り扱う」(第4条第4項)との規定を踏まえ、博士前期の課程については、夜間大学院以外にも長期在学コースを設けることが認められてきた。

2. 改正の概要

各大学院における多様な履修形態を提供する取組が、それぞれの大学の主体的な判断により推進されるよう、博士課程の区分制及び一貫制のいずれについても、教育研究上の必要がある場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、これらの年限を超えることができることを明確化した(第4条)。

【改正を受け実施が想定される例】

前期課程におけるコースワークを充実するケース(前期2年を3年に延長)

前期3年

後期3年

さらに、優れた研究業績をあげた者については、現行でも後期2年(又は1年)で修了可能。

(例)

前期3年

後期2年

3. 施行期日

平成19年12月14日

(施行通知と条文を文部科学省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/08012813.htm)

学校教育法施行規則の一部改正について

(大学の入学時期の更なる弾力化)

1. 改正の趣旨

大学の入学時期については、現在、原則4月としつつ学年の途中においても入学できることとされているが、大学の秋季入学を促進する観点から、大学の入学時期を更に弾力化した。

2. 改正の概要

大学の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わることとし、学年の途中においても学期の区分に従い入学・卒業させることができることとされていたが(第72条)、秋季(9月)入学を更に促進するため、各大学の判断により秋季(9月)を学年の始期とすることができるよう、学年の始期及び終期は学長が定めることとした。

なお、大学の入学時期に係る規定は、これまで「第3節 認証評価その他」の最後に置かれていたが、今回の改正に伴い、小学校等の規定順にならい「第2節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等」の最後に置くこととする。

3. 施行期日

平成20年4月1日

(施行通知と条文を文部科学省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/08012813.htm)

大学等における履修証明 (certificate) 制度の概要

(趣 旨)

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置づけられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

(制度の概要) 具体的要件については学校教育法施行規則（省令）において規定

以下の要件を満たす履修証明プログラムを大学等が提供できることとした。

対象者：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム

期 間：目的・内容に応じ、総時間数120時間以上で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付

質保証：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保

学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

(基本的考え方)

プログラムの目的・内容として、多様かつ高度な、職業上に必要な専門的知識・技術取得のニーズに応じたもの、資格制度等とリンクしたもののほか、生涯学習ニーズへの対応など多様な目的・内容のプログラムを想定。

プログラムの目的・内容に応じて、職能団体や地方公共団体、企業等との連携を推奨。

履修証明のプログラムの研究開発、利活用促進のため、「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン」（平成20年度予定額26億8,760万円）等により、各大学等における主体的取組を財政支援。

（施行通知と条文を文部科学省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/index.htm）

様式記入方法の変更点

～平成20年度審査に向けて～



平成20年3月17日

高等教育局大学振興課大学設置室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

主要な変更点

主要な変更点

- 様式第2号関係
- 様式第3号関係
- 別添資料関係(別地校地)

主要な変更点

様式第2号(その2) 教育課程等の概要

授業科目の名称	配当年次
●●● 概論	1前
○○○ 概論(基礎)	1前
◇◇◇◇	1・2後

配当年次欄に前・後・通を記入

主要な変更点

様式第2号(その2) 教育課程等の概要

教授	准教授	講師	助教	助手	備考
1	1	1	1		メディア メディア 面接
		1			兼2 兼2 兼1
					※実験

兼任・兼担が科目担当

複数授業形態(講義+実験など)

主要な変更点

別添資料関係(別地校地) 様式第2号・別添2

学部	A校地			B校地		
	最大受入定員	専任教員	校地面積 校舎面積	最大受入定員	専任教員	校地面積 校舎面積
A学部A学科	…人	…人 (…人)		…人	…人 (…人)	
B学部B学科	…人	…人 (…人)		…人	…人 (…人)	
既設の学部学科	…人	…人 (…人)		…人	…人 (…人)	
計	…人	…人 (…人)	〇〇㎡ 〇〇㎡	…人	…人 (…人)	〇〇㎡ 〇〇㎡

主要な変更点

別添資料関係(別地校地) 様式第2号・別添2

最大受入定員

当該キャンパスに最大何名の学生が入るかを記入
学部の収容定員が400人の場合

例1(1年次はA校地で教養、2~4年次はB校地で専門)

A校地: 100人 B校地: 300人

例2(メインはA校地、3, 4年次に一部科目をB校地)

A校地: 400人 B校地: 200人

主要な変更点

別添資料関係(別地校地) 様式第2号・別添2

学部	A校地		B校地		校地面積 校舎面積	
	最大受入 定員	専任教員	最大受入 定員	専任教員	校地面積	校舎面積
A学部A学科	160人	12人 (9人)	160人	7人 (7人)		
B学部B学科	400人	…人 (…人)	400人	…人 (…人)		
既設の 学部学科	200人	…人 (…人)	一人	一人 (一人)		
計	760人	…人 (…人)	560人	…人 (…人)	〇〇㎡ 〇〇㎡	〇〇㎡ 〇〇㎡

両校地において教育
する場合は両校地で
カウント

A学部A学科
 入学定員 80
 収容定員 320
 1, 2年次:A校地
 3, 4年次:B校地

B学部B学科
 入学定員 100
 収容定員 400
 校地選択制
 (校地毎の定員なし)

既設の学部学科
 入学定員 50
 収容定員 200
 全てA校地

主要な変更点

別添資料関係(別地校地) 様式第2号・別添2

学部及び校地	教育内容	備考
A学部A学科	1~2年次はA校地で教養教育を実施し、 3~4年次はB校地で専門教育を実施。	A校地とB校地のそれぞれで 授業を担当する教員は2名。
B学部B学科	A校地で学修するかB校地で学修するか を学生が選択し、それぞれの校地で1~4 年次にわたる教育を実施。	

A学部A学科
 入学定員 80
 収容定員 320
 1, 2年次:A校地
 3, 4年次:B校地

B学部B学科
 入学定員 100
 収容定員 400
 校地選択制
 (校地毎の定員なし)

既設の学部学科
 入学定員 50
 収容定員 200
 全てA校地

主要な変更点

別添資料関係(別地校地) 様式第2号・別添3

2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況

学部等名称	番号	氏名	所属する校地	勤務状況
A学部A学科	1	A校地	A校地:○日 B校地:○日 主にA校地で担当授業科目(○○論、○○研究)の教育.....
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>両校地で教育する場合はそれぞれの校地における勤務状況を記入。 (各校地の勤務日数・担当科目・研究活動・オフィスアワーなど)</p> </div>				

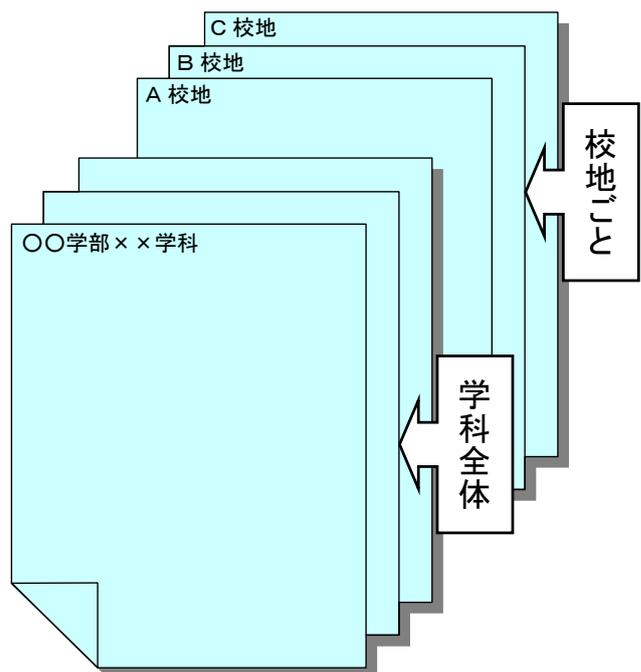
主要な変更点

別地校地関係の追加資料

- 様式第2号(その2)教育課程等の概要
- 様式第3号(その2)教員の氏名等



学部学科等の組織全体としての様式の作成に加え、**校地ごと**にも作成が必要



その他追加点

その他追加点

設置の趣旨関係

- 教授会規定を新たに添付
 - ⇒ 学則の後に規定を添付し、設置の趣旨にその役割等を記載【設置の趣旨「チ」(管理運営)】
- 校地・校舎を専門学校・各種学校と共用する場合
 - ⇒ 都道府県の設置基準を該当条文を明示したうえで添付【設置の趣旨「キ」(施設・設備の整備計画)】
- 入学時期を複数設定
 - ⇒ 定員設定や教員負担、授業科目の体系性の確保などの説明資料を添付【設置の趣旨「エ」(教育課程の編成の考え方及び特色)】
- 専門職大学院や博士後期課程
 - ⇒ デマンドサイドのニーズについて明確にする必要【設置の趣旨「ア」(必要性)】

その他追加点

申請書全般

- 大学院レベルの認可申請
(大学院設置・研究科設置・専攻設置・課程変更)
 - ⇒ シラバスを添付(専門職大学院と同様に)
- 全ての専任教員
 - ⇒ 個人調書に印鑑証明・パスポートの写しを添付
- 校舎図面に占有・共有を明確にする

など

追記：警告について(新規)

追記:警告について(新規)

警告

大学設置分科会審査運営内規を一部改正(H20. 2)



審査の結果、設置計画全般あるいは設置申請の根幹に係る是正意見が付されるなど、申請内容を抜本的に見直す必要があるが、補正申請の提出期限までに補正される見込みがなく審査を継続すれば「不可」となるおそれがあると認められる場合に、申請者に対しその旨を伝達すること。

学部等の届出設置のポイント

平成 20 年 3 月
文部科学省大学設置室

新たに学部等を設置するにあたり，学問分野を大きく変更しないものは認可を要せず文部科学大臣にあらかじめ届け出ることで設置することができます。

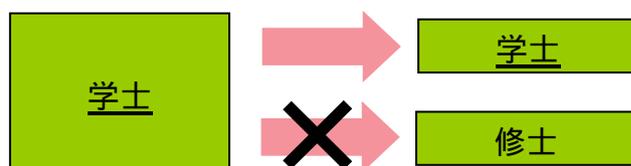
(学校教育法第 4 条第 2 項，同法施行令第 2 3 条第 2)

届出による学部等の設置は，学問体系が確立した 17 の分野のうち，学位の種類・分野に変更がない場合に届出による設置が可能です。

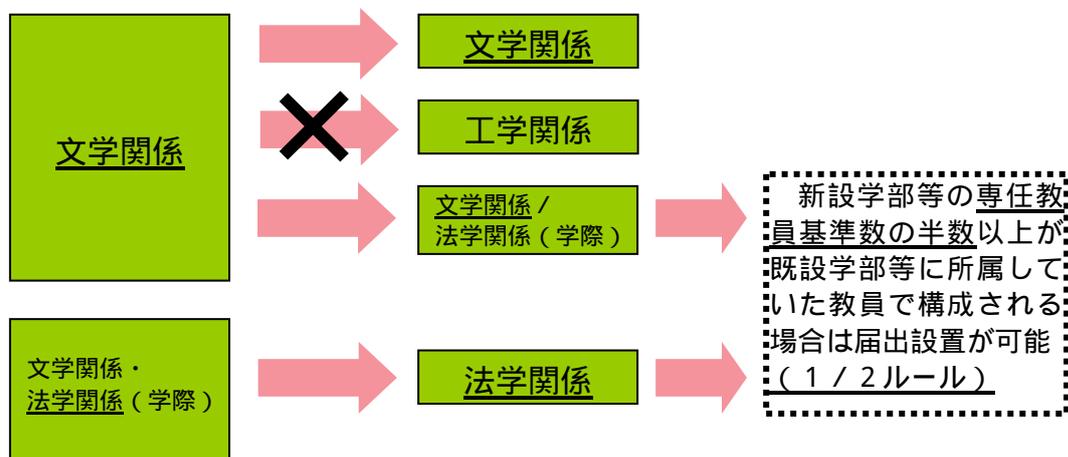
また，学位の分野が学際融合分野に係る学部等の設置も，一定条件のもとに届出による設置が可能です。(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(文部科学省告示第 39 号))

届出後の事務処理については，別紙 1 を参照してください。

1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は，認可や届出といった設置手続きに関わらず 社会に対する「約束」です。新しい学部等を設置される場合は，教育課程，教員組織，施設・設備等の計画について，学内で十分に検討し確定した内容で届出をしてください。

4. 手続き等の留意点

Point 1 運営委員会への事前相談

既設・新設学部等の学位の分野は、人材養成目的、教育課程、教員組織の編成内容等から適切に判断してください。学位の分野の判断が困難な場合は、大学設置分科会運営委員会の事前相談で確認することができます。（大学や学部等の名称を変更される場合は、運営委員会の事前相談を忘れずに行ってください。）

事前相談を希望される場合は、関係資料を以下の受付期間に大学設置室まで送付してください。記入上の留意点については、別紙2～4を参照してください。

別紙2・・・「認可又は届出」

別紙3，4・・・「名称変更」

	受付期間		開催予定日
1	2月4日(月)	～ 2月8日(金)	3月25日(火)
2	4月28日(月)	～ 5月9日(金)	6月19日(木)
3	7月7日(月)	～ 7月11日(金)	8月21日(木)
4	10月27日(月)	～ 10月31日(金)	12月18日(木)
5	11月25日(火)	～ 11月28日(金)	1月21日(水)

Point 2 設置計画の確実な履行

届出による設置であっても、校地、校舎、専任教員基準等の法令を遵守することはもとより、設置計画を確実に履行しなければなりません。届出により設置した学部等について、H20年度もアフターケアにより履行状況を確認します。

Point 3 広報活動

広報活動は計画の構想段階であっても、大学の責任において実施することは差し支えありませんが、未確定な内容や紛らわしい表現などが無いよう適切に行ってください。

Point 4 学生募集活動

設置計画が法令に適合しない場合、法令に基づく措置命令を行うため、学生保護の観点から、学生募集活動は、原則として、届出後60日以降に行うようにしてください。

運営委員会の事前相談で届出による設置が可能と判断されたものは、大学の責任において届出後の学生募集を可能としていますが、届出された設置計画が法令に適合しない場合は、措置命令を行うことがあることに留意してください。

広報活動、学生募集活動については、別紙5を参照してください。

Point 5 その他の留意点

基本計画書（様式2号(その1)）の「同一設置者内における変更状況」欄の記載（学内の定員変更内容を記載することで、収容定員変更（大学全体の収容定員が増とばる場合を除く）に係る学則届の省略が可）届出による学部等の設置に伴い、大学全体の収容定員増の認可申請を伴う場合、当該欄に記載してください。）

届出設置の学部等と同じ学位の分野の既設学部等のカリキュラムの添付（様式2号(その2)）

既設学部等や大学全体の専任教員基準数の遵守（人数、教授数）

5. 設置届出書の受付期間

学部等を届出により設置する場合は、以下の期間内に届出してください。当該設置が収容定員の増の認可を要する場合は、3月末に収容定員増の認可申請を行うものは4月の受付期間、6月末に収容定員増の認可申請を行うものは6月の受付期間に届出してください。

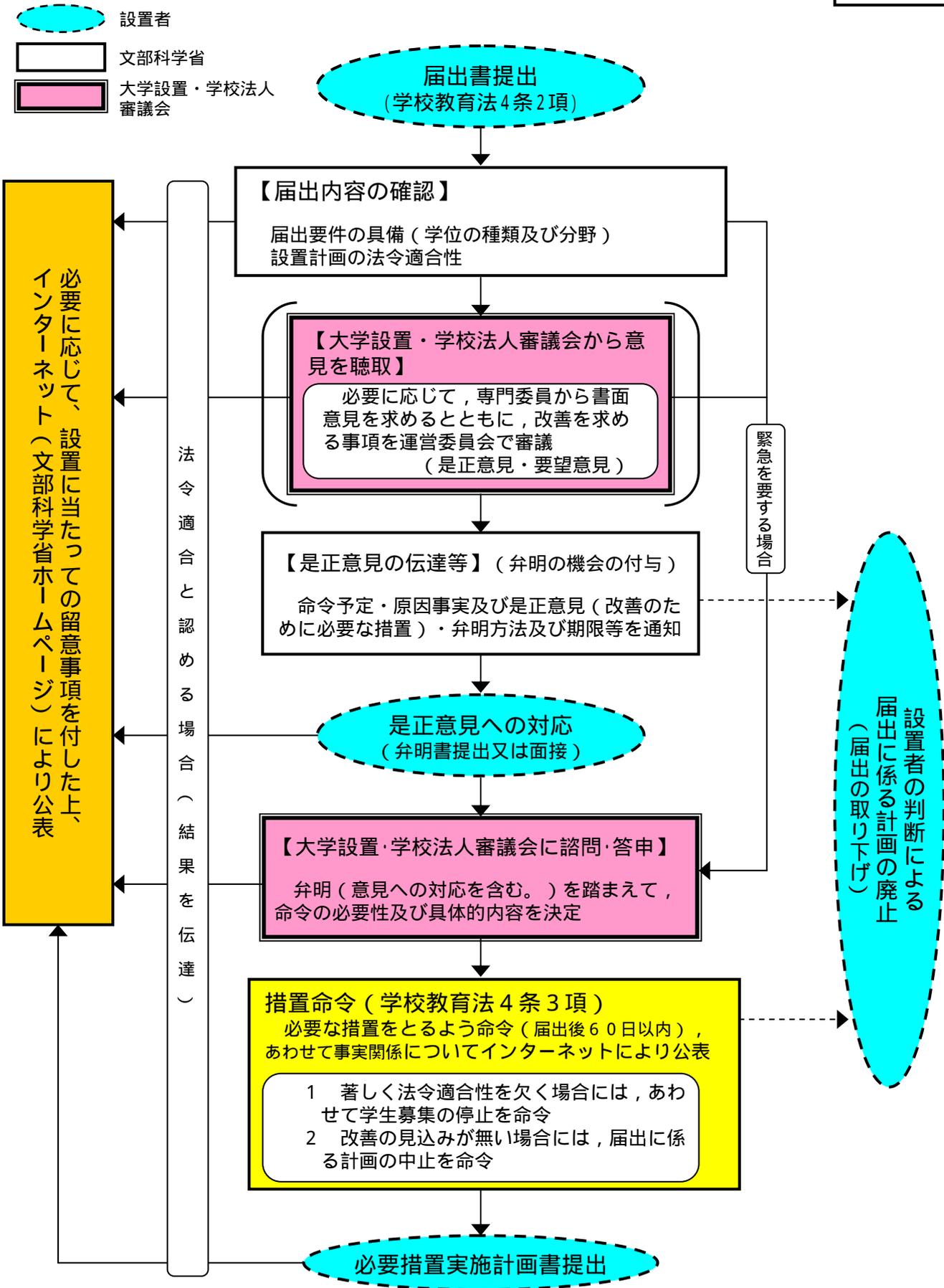
	受付期間			収容定員の認可申請
1	4月25日(金)	~	5月 2日(金)	3月末申請は4月に届出
2	5月26日(月)	~	5月30日(金)	
3	6月26日(木)	~	6月30日(月)	6月末申請は6月に届出
4	7月25日(金)	~	7月30日(水)	
5	9月29日(月)	~	10月 3日(金)	
6	11月25日(火)	~	11月28日(金)	
7	12月22日(月)	~	12月26日(金)	

6. 届出内容の公表

届出のあった内容が届出要件を具備しているか法令適合性等を確認し、原則として受付後60日以降に文部科学省ホームページで公表します。

届出後の事務処理の流れ

別紙 1



様式例

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

設 置 計 画 の 概 要

大学の名称		文部科学大学			事前相談事項		認可又は届出			
					計画の区分		学部等の設置			
新 設 学 部 等 の 状 況 (学 年 進 行 終 了 時 に お け る 状 況)										
学部等の名称	学科等の名称	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設年度	異動元学部等	専任教員	
					学位又は称号	学位又は学科の分野			助教以上	うち教授
国際関係学部	国際文化学科	80		320	学士(国際文化学)	文学関係, 社会学・社会福祉学関係	平成19年度	文学部歴史文化学科 文学部言語学科 法学部法律学科 新規採用	4 4 1 1	2 2 1 1
	国際開発学科	120	3年次10	500	学士(国際開発学)	文学関係, 経済学関係	平成19年度	文学部歴史文化学科 文学部言語学科 経済学部経済学科 新規採用	2 3 3 2	1 1 3 1
<p>新設学部等のみ記載すること。既設学部等は下段へ記載してください。</p> <p>編入学定員の受け入れ年次は忘れずに記載してください。</p> <p>専任教員数は、新設学部等の完成年度における移動元の学部等名・人数を記載してください。「既設学部等の状況」の人数と一致しない場合があります。</p> <p>新設学部等の設置届出時点の状況を記載してください。募集停止される場合は、(廃止)と記載してください。</p>										
既 設 学 部 等 の 状 況 (現 在 の 状 況)										
学部の名称	学科の名称	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設年度	異動先学部等	専任教員	
					学位又は称号	学位又は学科の分野			助教以上	うち教授
文学部(廃止)	歴史文化学科	60		240	学士(文学)	文学関係	昭和40年度	国際関係学部国際文化学科 国際関係学部国際開発学科 退職	5 2 2	3 1 2
	言語学科	80		320	学士(文学)	文学関係	平成2年度	国際関係学部国際文化学科 国際関係学部国際開発学科 退職	4 3 1	2 1 1
法学部	法律学科	150		600	学士(法学)	法学関係	昭和40年度	国際関係学部国際文化学科 法学部法律学科 退職	1 15 1	1 6 1
経済学部	経済学科	120	3年次10	500	学士(経済学)	経済学関係	昭和45年度	国際関係学部国際開発学科 経済学部経済学科	3 13	3 6
<p>新設学部等の開設時の異動先の学部等名・人数を記載してください。</p>										
【備考欄】										

(注)

- 「事前相談事項」の欄には、「教員審査の省略の可否」又は「届出による設置の可否」のいずれかを記入してください。
- 「計画の区分」の欄には、予定する申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更してください。
- 「新設学部等の状況(学年進行終了時における状況)」の欄には、設置する学部等又は研究科等に関する事項を記入してください。
- 「既設学部等の状況(現在の状況)」の欄には、設置する学部等又は研究科等の学位等と同じ種類・分野の学位を授与している既設の学部等又は研究科等、設置する学部等又は研究科等に一部の専任教員が所属を移行する既設の学部等又は研究科等を記入してください。現在の状況を記入し、学生募集を停止するものは、名称の後に「(廃止)」と記入してください。又はに該当しない既設の学部等又は研究科等の記入は不要です。

教 育 課 程 等 の 概 要

(学部 学科等)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
科目																
	小計(科目)	-														
科目																
	小計(科目)	-														
科目	科目															
	小計(科目)	-														
科目																
	小計(科目)	-														
合計(科目)		-														
学位又は称号		学位又は学科の分野														
教 育 課 程 等 の 編 成 方 針																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">『学位の種類及び分野の変更等に関する基準』(文科省告示)に定める学位の分野を記載してください(複数ある場合は複数記載)。</div>																
卒業要件及び履修方法									授業期間等							
									1 学年の学期区分			2 期				
									1 学期の授業期間			15 週				
									1 時限の授業時間			90 分				

(注)

- 1 設置する学部等又は研究科等， 設置する学部等又は研究科等の学位等と同じ分野の学位を授与している既設の学部等又は研究科等及び 設置する学部等又は研究科等に一部の専任教員が所属を移行する既設の学部等又は研究科等について， 学科又は専攻ごとに作成すること。
- 2 1の 及び については，「教育課程の編成方針」，「卒業要件及び履修方法」及び「授業期間等」を記入しなくてよい。
- 3 開設する授業科目に応じて，適切な科目区分の枠を設けて構わない。

実際に届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になりますので、内容が確定した時点で事前相談を行ってください。

名称変更の作成要領

大学名の記載漏れが多いので注意

学科の名称変更について

大学名

1 名称変更の内容

(現在の名称)

(変更後の名称)

英訳名は国際通用性に留意して記載してください。

学部

学部

学科

学科

英訳名 (_____)

英訳名 (_____)

学科

学科

英訳名 (_____)

英訳名 (_____)

名称変更の事前相談の対象
大 学：学部・学科名、研究科・専攻名
短期大学：学科・専攻名

2 名称変更の時期

平成 年 月 日

3 新名称の対象年次

1年次

4 名称変更の理由

名称変更の理由

在校生等への対応

(同意を得ているか等の取り扱いについて記載してください。)

カリキュラムの新旧対照表は、左右で新旧が見比べられるようにして下さい。

5 カリキュラム

(カリキュラムを変更する場合は新旧対照表, 変更しない場合でも過去に大幅な変更があった場合は変更の経緯等)

大学の名称変更について

1 名称変更の内容

(現在の名称)	(変更後の名称)
_____大学	_____大学
英訳名()	英訳名()
学部	学部
学科	学科
学科	学科
学部	学部
学科	学科

大学の名称変更以外に学部等の名称変更が伴う場合は、まとめて相談できます。

2 名称変更の時期

平成 年 月 日

3 名称変更の理由

名称変更の理由

卒業生，在校生等への対応

(同意を得ているか等の取扱いについて記載してください。)

大学の名称変更のみの場合は、カリキュラム変更について添付する必要はありません。

大学 - 1

- 注) 1 A4判縦型で作成し、両面印刷で10部提出してください。(郵送で結構です)
 2 カリキュラムを含め、右下に大学名及び通し頁を付してください。
 3 表紙は不要ですが、連絡先、担当者名を記載したものを1部添付してください。

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集について

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集の取扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分留意し、適切に実施してください。

1. PR活動

届出で設置する学部等に係るPR活動は、学生募集（募集要項の配付、出願受付、入学試験）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）と誤解されない内容で実施してください。

2. 学生募集

以下の、の区分に従い、適切に実施してください。

ただし、収容定員の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合、認可前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

事前相談を行った場合

事前相談の結果、届出で学部等の設置が可能とされたものについては、届出後、学生募集を行うことが可能です。（ただし、制度上、届出後60日以内に法令に基づく措置命令の可能性のあることに留意してください。）

事前相談を行わなかった場合

届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しない場合、届出後60日以内に学校教育法第4条第3項に基づく措置命令が行われることがあることから、学生募集は、原則として届出後60日経過後（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く。）に行ってください。やむを得ない事由により、60日経過前に学生募集を行う場合は、届出設置の種類に応じ、下表のとおり行ってください。

既 設	新 設 後	学生募集の取扱い
A学部 B学科 C学科	A学部 B C学科	既設の学科（上段：B学科、C学科、下段：BC学科）での学生募集は可能。ただし、受験生保護の観点から、改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。
A学部 B C学科	A学部 B学科 C学科	既設のB学科、C学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学科については、届出後60日経過後に実施すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 D学部 E学科 F学科	既設のA学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学部については、届出後60日経過後に実施すること。

学生募集は、各年度に通知する「大学入学者選抜実施要項」に従って実施すること。

その他不明な点は担当まで確認すること。

【担当】

文部科学省高等教育局大学振興課
TEL（代表）：03-5253-4111
大学設置室（内線：2048）
大学入試室（内線：2495）

「設置計画履行状況調査（AC：アフターケア）」について

1 目的

大学等の設置認可後、最初の入学生が卒業する完成年度まで（4年制大学であれば4年間）、当初の設置計画（科目の開設状況及び教員の就任状況など）の履行状況について報告を求め、確実に履行されているか、また認可時の留意事項への対応などを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施（根拠：大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年3月31日文科科学省令第12号）第13条、第14条等）。

2 今年度調査

調査については、設置計画履行状況等調査委員会（法科大学院については法科大学院特別審査会）により書面調査、実地調査及び面接調査を行い、審議の上留意事項があると認めるときは、当該大学に通知するとともに、公表。

[平成19年度実績]

・設置計画履行状況調査

調査対象総数 424件（うち面接調査35件、実地調査41件）

留意事項64件（1月25日公表）

・法科大学院設置計画履行状況調査

調査対象総数 42件（うち面接調査12件、実地調査6件）

留意事項32件（1月25日公表）

結果については文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/secchi/06122512.htm）に掲載されています。

調査結果の概要

概ね順調な設置計画の履行が認められるが、一部において、準備の甘さ、設置計画履行の責務への認識不足、設置認可制度に対する理解不足などを背景に、計画の大幅な変更や、必要な手続きを行っていないなどの問題が見られた。

（今年度多く見られた留意事項の概要）

～教員の未着任～

認可時に専任教員の補充を求められた科目について、開講されたにもかかわらず専任教員が配置されていない。

～制度の理解不足～

十分な管理運営体制がとられていなかったことにより、教員審査を経ていない者が授業を行っていた。

～科目の未開講～

教育課程の変更・教員の就任辞退などにより、未開講科目が多数ある。

～設置計画の未周知～

学内関係者が設置計画自体に十分関与しておらず、その結果教員の未着任等、当初の設置計画が履行されていない。

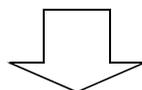
2年連続で同様の留意事項が付されている大学等が10校、及び完成年度終了後も留意事項が付されている大学等が16校ある。

設置認可申請書・設置届出書等については『社会に対する「約束」』（中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日答申））であることから、設置計画の確実な履行・留意事項への真摯な対応が必要。

調査結果については今年度も引き続き各認証評価機関へ参考送付している。

3 学年進行中の変更 特に専任教員に関する留意点

- ・専任教員の採用
 - ・担当授業科目の追加
 - ・担当授業科目の内容の変更
 - ・担当授業科目の名称の変更
 - ・職位の変更、昇格 等
- ・単位分割等の軽微な変更を含む。
- ・オムニバス科目の場合、受け持ち部分の変更を行った場合であっても対象となる。



事前に教員審査を受ける必要があるため、『専任教員採用等設置計画変更書』の提出が必要。

作成要領・提出書類については文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/06032809.htm）参照。

専任教員採用等設置計画変更書の変更点及び作成・提出にあたっての注意点

変更点

- ・平成20年度から、提出時期を変更（6月、8月、12月。各月の15日が締切）。
- ・欄外に審査を受ける理由を記載。
- ・様式、記載方法の変更（教育課程等の概要）。

作成にあたっての注意点

- ・専攻分野名は詳細に記載（例えば、看護系教員であれば「看護学」ではなく、「成人看護学」や「母性看護学」などと記載）。
- ・同一教員であっても専攻分野名ごとに変更書を作成。
- ・送付文に公印は不要。担当者連絡先を記載した用紙（様式任意）を同封のこと。

4 平成20年度の設置計画履行状況調査について

学年進行中及び留意事項が付されている大学等430校に対し、設置計画履行状況調査に係る通知を送付済み。(報告書の提出締切=4月30日)。

報告書の変更点及び作成にあたっての注意点

様式の主な変更点

- ・『調査対象学部等の退学者の状況』の記載方法
- ・『施設・設備の整備状況、経費』欄はキャンパスごとに記載
- ・『その他全般的事項』にFD活動に関する項目を追加

作成にあたっての注意点

- ・変更部分は朱書き記載。また、翌年度以降に更なる変更があった場合は、前年度の朱書き部分を黒字に戻した上で、当該年度の変更箇所を朱書き見え消し修正で記載。
- ・『授業科目の概要』欄の『未開講科目』『廃止科目』欄等については、昨年度の報告後から平成20年4月までの状況を記載。
- ・『留意事項に対する履行状況等』について、設置認可時の留意事項とそれに対する履行状況については完成年度まで毎年度記載すること。

教職大学院の履行状況調査について

教職大学院特別審査会において、他の設置計画履行状況調査と同様各大学から報告書の提出を求め、書面、面接、又は実地により調査を行う。

5 届出設置による学部等の設置計画履行状況調査の実施について

平成15年度より導入された届出制度の課題等を検証するため、今年度より届出により設置された学部等に対し、設置計画履行状況調査を試行した。

その結果、設置計画の大幅な変更、多数の専任教員の異動、教育課程の大幅な変更等の問題が見られたため、平成20年度も引き続き実施する。

6 設置計画履行状況報告書の公開

大学側の承諾が得られたものについては文部科学省ホームページにリンクを貼り、広く情報提供を行っている。

また、各大学においては、大学設置基準第2条等の趣旨を踏まえ、設置計画履行状況報告書に限らず、情報の積極的な提供を行っていただきたい。

設置認可申請における留意点

1. 審査スケジュール

- ・事前相談から認可まで
- ・補正申請、審査意見への対応
- ・実地審査、面接審査

2. 審査の観点

- ・設置の趣旨、名称
- ・教育課程、教員組織
- ・施設・設備、その他

3. 申請書類作成上の留意点

- ・設置の趣旨～教育課程～教員組織の一貫性
- ・教育課程と履修モデル
- ・教員組織(専任性、教員審査、専門委員会)
- ・学内手続き
- ・学外実習、インターンシップの計画
- ・申請書類の虚偽、不正
- ・定員超過

設置審査の主な観点(平成19年度版)

1. 設置の趣旨・目的

設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。

特に職業人養成に特色を置く大学、学部及び学科の場合、経済社会の人材需要や地域の実情等について、的確な見通しを持っているか。

2. 名 称

大学等の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものか。

学位に付記する名称は、適切な専攻分野の名称となっているか。

英文表記は、国際的に通用性を有しているか。

3. 教育課程

大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設しているか。

大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当しているか。

講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。

国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。

卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、4年以上在学し、124単位以上修得するものとなっているか。

履修科目の登録上限(CAP制)の設定、厳格な成績評価(GPA)など、いわゆる「出口管理」に努めているか。

通信教育を行う場合、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野であるか。

高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等が法令の要件に適合しているか。

4. 教員組織

教育上主要と認める授業科目に、原則として専任教員(教授又は准教授)が配置されているか。

演習, 実験, 実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるなど、指導体制が配慮されているか。

教育研究上の責任体制, 管理運営への参画, 勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。

5. 施設・設備等

やむを得ず運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合、適当な位置に設けられているか。また、その場合、学生が円滑に利用できるようになっているか。

教育研究に必要な専用の研究室, 教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。

学部の種類, 規模等に応じ, 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)

大学における校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積を充足しているか。

校舎の面積は、設置基準上に定める基準面積を充足しているか。

6. その他

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。(FD活動)

教育・研究, 組織・運営, 施設・設備の状況について点検・評価を行い, その結果を公表する方策が講じられているか。

当該大学における教育研究活動等の状況について, 刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって, 積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。

認可申請を行った者が設置する大学等における開設前年度から過去四年間の入学定員に対する入学者の割合が一定値未満であるか。

真正な学位と紛らわしい呼称について

- 正規の大学等として認められていないにも関わらず真正な学位と紛らわしい呼称を供与する者の存在
- 日本の大学においても教員の採用等の審査書類に真正な学位と紛らわしい呼称等の記載ありとの報告

真正な学位と紛らわしい呼称等による教員採用，広告表示等

学習者の誤認，日本の高等教育に対する信頼低下

- 認可申請書における学位の真正性の確認
 - ・政府機関等のホームページによる確認
 - ・現地政府機関等への確認
- 真正性の確認ができない場合，申請書には記載しない

認可申請，届出設置におけるPR活動・募集行為について

➤ PR活動

- ・説明会，ホームページ・新聞等により「認可申請中」等である旨の広報を行うことは可能
- ・認可申請中であること，大学等名称，募集人員等が予定であり変更があり得る旨明確に記載する

➤ 募集行為(募集要項の配布，出願受付等)及びそれに類する行為(指定校推薦の調整等)

認可申請の場合は，認可後

届出設置の場合は，原則届出後60日経過後

- ・届出後60日以内に法令に基づく措置命令の可能性があるため(それ以前に文部科学省ホームページに公表した場合を除く)
- ・大学設置分科会の運営委員会への事前相談で届出で設置が可能とされたものは，届出後から募集活動可能

認可後等の学生募集は「平成21年度大学入学者選抜実施要項について」(H20.5通知予定)に従って実施